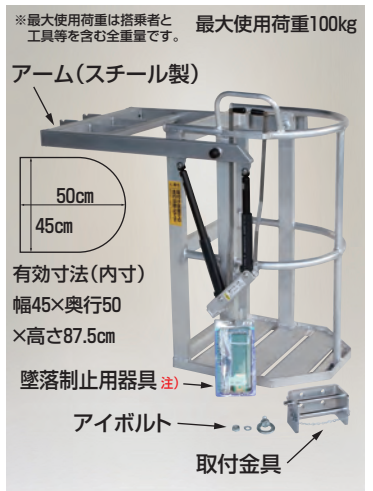




- フリーロック型ガススプリングは、アブソーバー式と比べ、ショックを吸収するだけでなく、長さを無段階にロックできる機構ですから、ワンタッチでゴンドラの角度を保持できます。
- 軽量ですから一人でも簡単に取付けられます。



※アイボルトは必ずブーム先端に直接しっかり固定し、リングへ墜落制止用器具（注）の金具を確実に連結してください。

注）クレーンの先にゴンドラを取付けたままでの走行は禁止です。振動による破損により、重大な事故の原因となりますからご注意ください。

GD-5045 重量 23kg（金具付）
本体価格 157,600円（税別）
（運賃 1台で元払い（離島は別途））

参考資料（重要）

■クレーン等安全規則

第三章 移動式クレーン
（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号）

（搭乗の制限）

第七十二条

事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者を吊り上げて作業させてはならない。

第七十三条

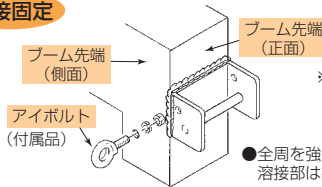
事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

- 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項をおこなわなければならない。
 - 一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
 - 二 労働者に安全帯等を使用させること。
 - 三 とう乗設備と労働者の総重量の一・三倍に相当する重量に五百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。
 - 四 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。
- 労働者は、前項の場合において墜落制止用器具（注）等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

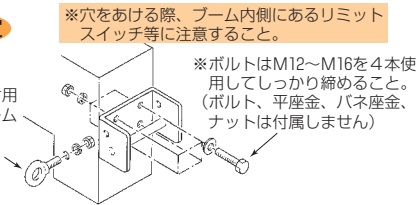
※クレーン等安全規則 第七十三条に準拠した商品です。
 くわしくは取扱説明書をよくお読みください。

クレーン先端への金具取付方法

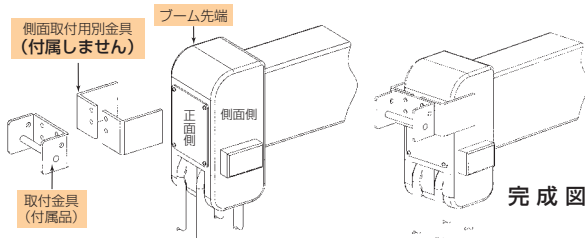
溶接固定



ボルト固定

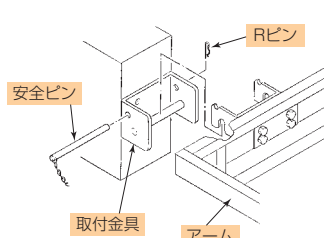


注）別金具が必要な場合（付属していません）



ブーム先端部正面側の鉄板が薄い場合（電子部品内蔵で正面側が薄いフタの場合など）別金具を準備し、ブーム先端部の側面に確実に溶接してください。その後、付属品の取付金具に合わせて別金具に穴をあけ、ボルト・ナットで固定し、さらに全周を溶接してください。

本体のセット方法



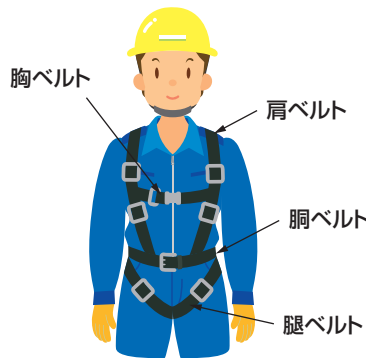
アーム側の金属を取付金具にセットし、安全ピン（Rピン付）でしっかり固定してください。

注意事項 注）墜落制止用器具（旧名称：安全帯）について

弊社では現行で胴ベルト型（一本つり）の墜落制止用器具を標準で付属していますが、2019年2月より墜落制止用器具（旧名称安全帯）は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。（ただし2019年2月より「フルハーネス型」の構造規格が変更になります。）

例外として使用する高さによっては胴ベルト型（一本つり）でも使用になれますが、2022年1月より胴ベルト型（一本つり）の着用は禁止され、さらに現行構造規格の「フルハーネス型」の着用も禁止されますから労働安全衛生法の規則に適合したものをご使用下さい。

※詳しくは労働安全衛生規則等の改正・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインをご覧ください。



フルハーネス型安全帯

複数のベルトで支持されている
 →落下時の衝撃が分散される



胴ベルト型安全帯

胴ベルトだけで支持されている
 →落下時の衝撃が大きい